

八戸市庁舎本館地下1階の食堂跡地の有効活用策の一つとして食堂運営事業の再開を目指すにあたり、民間事業者の関心度、市場性、実施内容、運営に関するアイデアやノウハウを把握し、食堂運営事業者の募集要件等を整理するためのサウンディング型市場調査（以下「調査」という。）の参加者を募集するため、次のとおり当該調査に係る実施要領を公告する。

令和 6 年 10 月 2 日

八戸市長 熊谷 雄一

1 調査の名称

八戸市庁舎食堂跡地の利活用に関するサウンディング型市場調査

2 調査物件の概要

- (1) 所在地 八戸市内丸一丁目1番1号
- (2) 場所 八戸市庁舎本館地下1階
- (3) 面積 ①厨房 89.962 m² ②食堂(飲食スペース) 109.435 m²
- (4) 勤務者数 約1,200人
- (5) 来庁車両台数 約1,000台/開庁日(八戸市中央駐車場)
- (6) 開庁日
 - ① 平日開庁日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く日
午前8時15分から午後6時00分まで
 - ② 土曜開庁日 臨時窓口開庁日を除く土曜日
午前8時15分から正午まで
 - ③ 臨時窓口開庁日 繁忙期の土曜日及び日曜日に年4日程度実施する臨時の窓口開庁日
午前8時15分から午後6時00分まで

3 調査内容

- (1) 利活用方法(食堂、弁当製造及び配達拠点、カフェ等)
- (2) 営業形態(個人、事業者、共同応募、フランチャイズ等)
- (3) 貸付期間(月単位、1年、5年等)
- (4) 営業日及び営業時間の考え方
- (5) 販売するメニュー及び価格帯並びに付帯サービス(注文販売、テイクアウトへの対応、アルコールの提供等)
- (6) 貸付範囲(厨房のみ・厨房食堂共)
- (7) 建物内装及び設備並びに備品の整備(店舗初期整備要望・事業者調達範囲の確認)
- (8) 費用負担に関すること
 - ① 初期費用(店舗内装整備費、厨房設備整備費等)
 - ② 運営及び維持管理費用(貸付料、光熱水費、その他維持管理費等)

4 実施方法

別添の八戸市庁舎食堂跡地の利活用に関するサウンディング型市場調査実施要領に基づき実施する。

5 調査方式

サウンディング型市場調査

6 参加資格

本調査に参加できるものは、次に掲げる要件(以下「参加資格」という。)をすべて満たす者(以下「参加者」という。)とする。

- (1) 食堂跡地を運営できる法人、個人、複数の事業者で構成される事業者連合体、又はフランチャイズ方式のいずれかの形態とする(事業者連合体で応募する場合、代表事業者を定めること)。

- ① 事業者連合体の代表事業者、構成事業者及び単独で応募する事業者は、他の連合体の代表事業者及び構成事業者として参加することはできない。
- ② 同一のフランチャイズによる参加は、2者までとする。
- (2) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者（入札参加制限を受けていない者）であること。
- (4) この公告の日から過去2年の間、八戸市建設業者等指名停止要領第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (6) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号の規定に該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。
- (8) その他参加者として適当でないと市長が認める者でないこと。

9 調査スケジュール

項 目	期日又は期間
1 公告日	令和6年10月2日(水)
2 質問受付期間	令和6年10月2日(水)から令和6年10月16日(水)まで
3 質問回答日	令和6年10月23日(水)
4 参加申込受付期間	令和6年10月2日(水)から令和6年10月30日(水)まで
5 調査の実施	令和6年10月31日(木)から令和5年11月14日(木)まで
6 結果の公表	令和6年11月下旬（予定）